



卒業 5X 周年同窓会 開催等案内

1 卒業 5 X 周年同窓会について

- (1) 埼玉大学教育学部（大学院を含む）を卒業・修了した方は、卒業 5 年ごとに同窓会を開催することができ、教友会から運営費等の補助を受けることができます。
開催を希望する学年の該当年の学年理事は、相談の上、事務局に申し出てください。ただし、開催を義務づけるものではありません。
- (2) 各学年の同窓会は、学年理事の方を中心に開催していただきます。
学年理事を受けていただけた方は、現在の学年理事を通じて申し込みをしてください。
- (3) 開催予定の前年度の教友会の総会に、学年理事の方にご案内をお送りします。1名は必ず参加してください。総会の際、開催について細かな説明をいたします。
各学年の学年理事については、本紙 26 ~ 27 ページをご覧ください（ホームページにも掲載しています）。
- (4) 同窓会の開催にあたってお渡しするものは、次のとおりです。
 - ・各学年の会員の宛名シール（ただし、「令和 3 年度版会員名簿」に氏名・住所の記載がある方）
 - ・通知送料（往信・返信代）×人数 ・通知印刷代 ・当日の支援金等、総額で約 10 万円

2 その他、詳細については、教友会総会の際に説明いたします。

卒業 5X 周年同窓会 開催年一覧表

- 卒業 5 X 周年同窓会は、下の表のように実施することとし、開催予定の前年に、開催するかどうかを検討し、決定してください。
- ※（見方）平成 30 年 3 月卒業の人は、令和 10 年度に卒業 10 周年となります。
- 令和 9 年度の開催予定の学年は以下のとおりで、令和 4 年 3 月卒、平成 29 年 3 月卒、…昭和 47 年 3 月卒の学年理事の方は、令和 8 年内に、学年同窓会開催の有無を検討し、決定してください。

卒業 5X 周年	令和 9 年度 2027 年	令和 10 年度 2028 年	令和 11 年度 2029 年	令和 12 年度 2030 年	令和 13 年度 2031 年	備 考
5周年	令和 4 年 3 月卒	令和 5 年 3 月卒	令和 6 年 3 月卒	令和 7 年 3 月卒	令和 8 年 3 月卒	卒業後、初回
10周年	平成 29 年 3 月卒	平成 30 年 3 月卒	平成 31 年 3 月卒	令和 2 年 3 月卒	令和 3 年 3 月卒	
15周年	平成 24 年 3 月卒	平成 25 年 3 月卒	平成 26 年 3 月卒	平成 27 年 3 月卒	平成 28 年 3 月卒	
20周年	平成 19 年 3 月卒	平成 20 年 3 月卒	平成 21 年 3 月卒	平成 22 年 3 月卒	平成 23 年 3 月卒	
25周年	平成 14 年 3 月卒	平成 15 年 3 月卒	平成 16 年 3 月卒	平成 17 年 3 月卒	平成 18 年 3 月卒	
30周年	平成 9 年 3 月卒	平成 10 年 3 月卒	平成 11 年 3 月卒	平成 12 年 3 月卒	平成 13 年 3 月卒	
35周年	平成 4 年 3 月卒	平成 5 年 3 月卒	平成 6 年 3 月卒	平成 7 年 3 月卒	平成 8 年 3 月卒	
退職時期	昭和 62 年 3 月卒	—	昭和 63 年 3 月卒	—	平成元年 3 月卒	★退職年齢延長による退職年齢の変更について（予定） 令和 5 年度～61 歳 令和 7 年度～62 歳 令和 9 年度～63 歳 令和 11 年度～64 歳 令和 13 年度～65 歳
40周年	昭和 62 年 3 月卒	昭和 63 年 3 月卒	平成元年 3 月卒	平成 2 年 3 月卒	平成 3 年 3 月卒	
45周年	昭和 57 年 3 月卒	昭和 58 年 3 月卒	昭和 59 年 3 月卒	昭和 60 年 3 月卒	昭和 61 年 3 月卒	
50周年	昭和 52 年 3 月卒	昭和 53 年 3 月卒	昭和 54 年 3 月卒	昭和 55 年 3 月卒	昭和 56 年 3 月卒	
55周年	昭和 47 年 3 月卒	昭和 48 年 3 月卒	昭和 49 年 3 月卒	昭和 50 年 3 月卒	昭和 51 年 3 月卒	

- 地方公務員の退職年齢は、令和 5 年度から令和 13 年度まで、2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げることになりました。
- 卒業 35 周年、退職時期、卒業 40 周年同窓会を開催するにあたっては、どの時期に開催するかを学年理事会で検討してください。ただし、原則として、3 年以上間隔を空けてください。
- 「退職時期同窓会」の在り方については、現在検討を進めており、決定次第お知らせいたします。